



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	宗代浙西デルタ地帯における水利慣行
Author(s)	高橋, 芳郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 29(1), 1-40
Issue Date	1981-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33446
Type	departmental bulletin paper
File Information	29-47_P1-40.pdf



宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

高 橋 芳 郎

《目 次》

はじめに

一、水利濬築と“郷原体例”

二、在地における水利慣行

三、“業食佃力”の社会的意義
おわりに

はじめに

南宋代に、「蘇湖熟すれば天下足る」⁽¹⁾という俚諺を生み出す基盤となった揚子江下流デルタ地帯の水利田、すなわち圩田・圍田・湖田等と呼ばれたそれは、その立地条件と構造からして、不斷に塘浦・クリークを濬治し圩岸を修築する必要に迫られていた⁽²⁾。本稿は「水利慣行」と題しながらも、専らこの塘浦・圩岸の濬築がいかなる方式に基づいて行なわれていたかという問題を考察したものであり、通常、「水利」という術語から予想される灌漑と排水をめぐ

諸關係「慣行」については、これを一切捨象している。したがって、本稿に云う「水利」とは普請を指すものであることを予めお断りしておきたい。

ところで、宋代の当該地域における水利田開発の状況や、陂塘・堰渠等に依存する地域の水利慣行⁽³⁾については、従来少なからぬ研究が蓄積されてきたのであるが、塘浦・圩岸の濬築に関わる水利慣行の研究は、史料制約も与ってか決して多いとは言い難く、未だ共通の認識を見るにも至っていないというのが現状である。

そこで、具体的考察に入る前に、本稿の主題に関わる研究史を簡単に整理・紹介しておこう。先ず、周藤吉之氏は、一九六五年「宋代浙西地方の圍田の發展——土地所有制との關係——」⁽⁵⁾において、

南宋から元に至り、圍岸の修理には、慣習として地主が錢米を出し、佃戸は力を出すことになっていた。ただしこのように佃戸が力を出すことは、租契には記載されていなかったようである。これは慣習上佃戸は拒むことは許されないから、一種の強制になっていたのではないかと思われる。

とこの問題に言及され、圍岸修築をめぐる所謂「業食佃力」慣行の存在を指摘し、併せて佃戸の勞力提供を「慣習に基づく強制」とする見解を示されたのであった。これに対して、草野靖氏は、「史学雑誌」誌上の論文批評⁽⁶⁾の中で、地主が錢米を提供している事実の中に彼等の「讓歩」を見るのではなく、佃戸の勞力提供の中に「強制」を認める理由——選択判断の基準が明示される必要がある。

と批判されたが、周藤氏はこれに反論して、

地主が佃戸に錢米を支給する場合には、通常の庸賃ではなくて、ただ佃戸の食糧（食費）だけを支給する場合があり、そうではないにしても低賃金であった。……従ってこれは「郷原体例」ということにして、佃戸に対す

る強制力をもたせることになったものである。

と自説を再説されている。⁽⁷⁾

続いて、柳田節子氏は、一九七〇年「郷村制の展開」⁽⁸⁾の中で、周藤・草野両氏の間で問題となった佃戸の労力提供の意味について、

単に、地主の佃戸に対する一方的な強制労働としてだけでなく、佃戸自身の小作地の生産の維持・経営として前向きにとらえるべきであろう。

と述べられ、更に、

圩田・圍田・陂塘・堰埭等の堤防修築や、また灌漑・排水等が、圩長等を中心とする自治的管理の下に、共同作業として進められ、その作業を通して、地主層を中軸として、上戸・下戸・佃戸をかかえこんだ地縁的關係が形成された。

と指摘して、水利をめぐる自治的管理、共同作業を通じた地縁的結合關係の存在を主張したのであった。

次いで、池濃勝利氏は、一九七七年、当該地域の水利慣行に関する専論「宋代の蘇州水利田地域に於ける水利労役に就いて——佃戸の労役負担の解明に向けて——」⁽⁹⁾を発表され、公權力の水利政策に分析を加えて、それを「圩内に耕作地を持つ各圩田所有者の共同作業としての自発的起工に委ねる、と云った消極的不干渉主義」と規定し、かかる政策を導く「決定的な要因」として、「当水利田地域の唯一無二とも思われる社会的慣行として、所謂『照田出資』方式なる水利労役形式が広く定着していた」という点を強調されたのである。氏は以上の論点をふまえて、佃戸の労力提供のあり様を、

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

(1) 中小の圩田所有者（圩内地主）で構成される一圩複数地主型、もしくは一圩一田主型の圩田では、“照田出資”方式を実施しえず、佃戸は再生産のために自発的に労役奉仕を行う。

(2) “照田出資”慣行の行なわれる圩田では、佃戸は、圩田所有者の家族労働力や圩外の水利労働者と同一条件で雇傭される。

と分類し、先に紹介した周藤氏の所謂“慣習に基づく強制”という論点を否定されたのである。

以上の研究史からすれば、“業食佃力”方式を“慣習”と見る周藤氏や、水利をめぐる自治的管理・地縁的結合関係を指摘する柳田氏、また“照田出資”方式の定着・普及を強調する池濃氏と、論者によってその内実は異なるものの、各氏ともに、在地における何らかの“自律的慣行”の存在を見出していると言つてよいであろう。本稿では以下に、その“自律的慣行”の内実を、公権力の水利濬築に対する干渉との関連で批判的に再検討し、併せて“業食佃力”方式の持つ社会的意義を探ることにしたい。

一、水利濬築と“郷原体例”

(1)

『宋会要輯稿』（以下『宋会要』と略記）食貨^ハ水利下・乾道六年（一一七〇）十二月十四日条に、

監行在都進奏院李結言、蘇湖常秀、所產為兩浙之最。自紹興十三年以来、屢被水害、議者皆歸積水不決之故、以為積水既去、低田自熟。第工役浩煩、事皆中輟。臣有管見、治田利便三議、一曰敦本、二曰協力、三曰因時。……

：乞詔監司守令、相視蘇湖常秀諸州水田塘浦緊切去処、發常平義倉錢米、隨地多寡、量行借貸、与田主之家、令就此農隙、作堰車水、開浚塘浦、取土修築兩辺田岸、立定丈尺、衆戸相与併力、官司督以必成。且民間築岸、所患無土。今既開浚塘浦、積土自多、而又塘濶水深、易以流泄。田岸既成、水害自去。此臣所謂敦本之義也。結又以為、百姓非不知築堤固田之利。然而不能者、或因貧富同段、而出力不齊、或因公私相吝、而因循不治。非協力不可。百姓所鳩工力有限、必頼官中補助。官非因饑歉、難以募民興役。非因時不可。詔、李結所陳、緣所費浩大、令胡堅常相度措置。胡堅常看詳、李結所議、誠為允当。今相度、欲鏤板曉示、民間有田之家、各自依鄉原体例、出備錢米、与租佃之人、更相勸諭監督、修築田岸、庶官無所損、民不告勞。詔從之。

とあり、(B)の部分、『宋史』^{卷一} 食貨上「農田・同年月条には、

詔、令胡堅常相度以聞。其後戸部以、三議切当、但工力浩濶。欲曉有田之家、各依鄉原、畝步出錢米、与租佃之人、更相修築、庶官無所費、民不告勞。從之。

と記す。李結の提議に依り、胡堅常・戸部の審議を経て制定せられた蘇・湖・常・秀各州の水利濬築方式は、「有田之家」が錢米を出備し「租佃之人」が勞働力を提供する「業食佃力」方式であり、錢米の徴収は、『宋史』に「畝步出錢米」とあるように「照田出資」方式に基づいて行なわれる。そして注目すべきことは、かかる方式が「郷原の体例」に依ると明言されている点である。⁽¹⁰⁾

ところで、この「郷原の体例」なる語句は、従来ほぼ例外なく「慣習」ないし「郷村の慣習」・「民間の慣行」と解釈されてきたのであり、この解釈に基づいて、例えば周藤氏は、「業食佃力」方式を「慣習」と捉え、この方式の下での佃戸の勞働を「慣習に基づく強制」と看做されたのであった。柳田氏が水利をめぐる在地社会の自治的管理・地

縁的結合関係を指摘され、池濃氏が「照田出資」方式を「唯一無二とも思われる社会的慣行」と強調されたのも、「郷原の体例」＝「郷村の慣習」という解釈に負うところが大きいのである。

いまここで、「郷原の体例」に関する従来の通説的解釈に従って(B)・(B)'の部分を見るならば、当時の浙西地方では、「照田出資」に基づく銭米の出備と「業食佃力」による労働力編成とが、水利濬築をめぐる自律的な「郷村の慣習」として定着・普及しており、それゆえ公権力の側では特別の施策を用いることなく、既存の「郷村の慣習」に依拠して水利濬築を行なうべく強制・勧諭した、という理解が成立するはずである。事実、従来の(B)・(B)'の部分に対する各氏の解釈は、大率右のごとき理解を共有するものであったと言つてよいのである。

しかしながら、李結の提議に記された当時の具体的状況をふまえ、あくまで先の史料の全体の文脈に即して(B)・(B)'の部分解釈しようとするならば、右に見た通説的理解は甚だ不可解であり、矛盾を含むものとならざるをえないように思われる。(A)の「三議」の内、「協力」に関わる箇所李結は云う、

百姓は堤防を築き田を固る利益を十分に承知しております。しかしそれができないのは、同一圩内に貧しい者と富める者とが居て、労力負担が不均等となるからであり、あるいは官司も田主も互いに出費を吝み、因循して修治しないからであります。「協力」ということがなければうまくゆきません。

と。ここには、水利濬築のための銭米の出備と労働力編成とが、在地において自律的に遂行されていなかったこと、換言すれば、従来指摘されてきた「照田出資」や「業食佃力」方式が未だ「慣習」化しておらず、在地の共同体的関係もまた欠如していたことが語られているのである。とするならば、「協力」に基づく水利濬築方式が未だいかなる形においても「郷村の慣習」として定着・普及しておらず、その結果として水利荒廃という事態が現出していたにも

かわらず、かかる事態を解決すべく提起されたかの「照田出資」と「業食佃力」方式が、「郷村の慣習」に依拠するものであったと理解することは、論理矛盾以外の何者でもないであろう。ここに至って、われわれは、「郷原の体例」を「郷村の慣習」と解釈することの当否を疑わざるをえないことになる。

(2)

「郷原」ないし「郷原体例」なる語句は、宋代史料に頻出し、唐代や元代の史料にも散見される。¹³⁾「体例」については、これを「方式・方法・細則・規定・慣例」といった意味に解して大過ないと考えられるのであるが、「郷原」とは果して「郷村」・「民間」の謂であろうか。

『慶元条法事類』^{卷四} 賦役門一 《闕免稅租》の戸令に、

諸稅租戸逃亡、州縣各置籍、開具郷村・坊郭・戸名・事因・年月・田産頃畝・應輸官物數、候歸請日銷注（注略）。其田宅、標立四至、林木什物、亦各註注籍、勒願耆隣人守管。應收地利、以時抱納（須願人收治者、以所收物、依郷原例、准価充直）。限滿不帰、合宅什物、估売入官。（《内は原割注》）

と見えるが、注意すべきは、「郷村」・「坊郭」という語句とは別に「依郷原例」とある点である。この「郷原」が、前出の「郷村」との重複を避けるための単なる修辭と看做しうるのであれば問題はないのであるが、しかしこの戸令は郷村のみならず坊郭をも対象とするものであり、しかも何らの文飾をも必要としないであろう割注に、「郷村」と同義の語として「郷原」なる語句が用いらるべき必然性は存しないと見るべきであろう。同一文中に「郷村」と「郷

原」とが併出する例は、他にもいくつか検索することができる。例えば、『宋会要』食貨^六宋量・紹興三十二年（一一六二）九月二十八日条には、同二十九年十一月二十四日に頒行された官製百合の斛器による収租の指示を撤廃する旨を記して、

戸部言、臣僚劉子、契勘民間田租、各有鄉原等則不同。有以八十合九十合為斛者、有以百五十合至百九十合為斛者。……本部欲、依今來所乞、各隨鄉原立文約租數及久來鄉原所用斛器數目交量、更不增減。……仍於鄉村曉諭。詔從之。（圈点筆者、以下同）

とあり、「民間」・「鄉村」とは別に「郷原」なる語句が用いられており、更に本章の冒頭に引いた史料の(B)の部分にも、「欲鑊板曉諭、民間有田之家、各自依郷原体例、云々」と見えていた。⁽¹⁴⁾以上の数例から見ても、「郷原」なる語句を、坊郭とは区別さるべき「鄉村」の、あるいは官司とは異なる「民間」の、単なる修辭上の書き換えと看做すことはできず、「郷原」にはそれ独自の意味を与えねばならないと思われる。

それでは、「郷原」の独自の意味とは何か。結論から言えば、「郷」は「郷」と同義で「先來・さきの」、「原」もまた「元來・もとの」という意味であろう。つまり、「郷原」とは「従來・従前」が原義であり、「郷原体例」は「従來の方式」ないし「従前の規定」と解すべき語句と考えられるのである。⁽¹⁵⁾

この解釈を各種の事例に徴してみると、玉井是博氏や那波利貞・仁井田陞氏等によって紹介されたスタイン・ペリオ文書中の消費貸借文書には、⁽¹⁶⁾借用物を約定の期日に返還しなかった場合の罰則規定——「違限生利」（玉井氏）・「賠償利息」（仁井田氏）——として、「若違時限不還、於郷元生利」（ペリオ第三一二四号）、「若於限不還者、便於郷例生利」（ペリオ第三五〇一号）、「若不還者、看郷原生利」（スタイン第四四五号）といった文言が記されている。

玉井氏はこれについて、「郷原・郷元は郷里の意に用いられており、郷里の慣例を看てそれに従つて利子を附するという意味である」と説明され、「かゝる用例は他の宋代の記録にも見出される」として、『宋会要』食貨^七水利上・熙寧五年（一〇七二）十二月二日条に、

又詔、^(A)応有開墾廢田、興修水利、建立隄防、修貼圩墾之類、工役浩大、力所不能給者、許受利人戸、於常平倉係官錢斛内、連狀借貸支用。仍依青苗錢例、作兩限或三限送納、只令出息二分。如是係官錢斛支借不足、亦許州縣勸誘物力人、出錢借貸、依鄉原例出息、官為置簿、及時催理。

とある例を傍証とされている⁽¹⁷⁾。氏は^(B)の部分のみを引用したのであったが、しかし、ここに云う「依鄉原例出息」とは、全体の文脈からして、^(A)の部分の常平倉係官錢斛の借貸利率二分を指すと考えるべきであらう。というのは、右の詔の祖型をなし、殆んど同一の文言を持つ熙寧二年（一〇六九）の制置三司条例司の「農田利害条約」の一項では、「依鄉原例出息」の箇所が単に「依例出息」と記されるのみであり、また「物力人」の借貸利率が彼等の恣意⁽¹⁸⁾は、「郷里の慣例」に委ねられたとすれば、この詔の目的自体が円滑に達成されまいだらうからである。したがって、玉井氏の引かれた右の史料は、「郷原」・「郷元」を「郷里」と解すべき根拠を提供するものではなく、むしろ「従前」と解すべき事例なのである。一方、那波氏は、ペリオ第三一二四号の「若違時限不還、於郷元生利」とある例について、「郷元生利は元に嚮いて利を生ずにして元に利子を附する意」と解説されているが、⁽¹⁹⁾「郷」を「嚮」と同義に見る点⁽²⁰⁾は首肯しうるものの、氏の訓読法では「於郷元生利」・「看郷原生利」といった例での「於」・「看」の語が落着かず、更に「例」・「原」をも元本と解するのは無理であらう。筆者は、これら「違限生利」・「賠償利息」の文言は、「郷原」が「郷元」・「郷例」と記される場合のあることから考えて、「もし約定の期日に返還しなければ、従来通りに利息

を生ずるものとする」という意味に解釈すべきであらうと思う。その場合、「従来通り」という語句が指定する利率ないし利息額は、当事者間においては特記するまでもなく、まさに「慣習」として自明のことと看做されていたのであらう。⁽²⁰⁾

また、『清明集』争業類《高七一状訴陳慶占田》には、

抛郷司供首、陳文昌起立高七一詭名。尋出引告示帰併、已係陳文昌承認、入本戸訖。今高七一輒來陳狀謂、自己所置田産、不応帰併陳文昌戸。及索干照呈驗、税錢一百二十有令、契立価錢五十貫、已是不登。又於内即無号数畝歩、別具单帳于前、且無縫印。郷原体例、凡立契交易、必書号数畝歩於契内、以憑投印。今只作空頭契書、却以白紙、写单帳于前。非惟税苗出入、可以隱寄産業、多寡皆可更易。

とあるが、田産の交易の際に号数・畝歩を契書に記入し投印するという手続きは、「郷村の慣習」として自生的に成立したものではなく、公権力の側における「従来の方式」として規定され、整備・継承されたものであって、そのことは改めて論証するまでもなく周知の事実である。⁽²¹⁾更に、『宋会要』食貨^六農田雜錄・乾道元年（一一六五）九月三十日条には、次のようにある。

措置浙西江東淮東路官田所条具、諸州県沙田蘆場、有見行法、起理税租。止縁官戸侵耕冒佃、見占頃畝、致失常賦、及租佃人戸、計囑州県、從輕立租。昨雖紹興二十八年委官措置、縁督令嚴速、開具不実、所立租数、不照郷原体例、一施行、詞訟不已、致有衝改。今來除已立式行下州県、開具四至、取赤契砧基照驗、如已經經界、立定二税、即依旧抱催。内沙田若圍埤成田、已經成熟、即依平田立税。

官田所は沙田・蘆場に対する兩税賦課が、「郷原の体例」に照さず一律に施行されたことによって生じた弊害を除く

べく対策を示しているのであるが、その対策は「郷村の慣習」に従えというものではなく、いずれも公権力の側における規定・指示に則って行なえというものである。したがって、ここでも「郷原の体例」は「従来の指示」と解するよりほかないのである。

以上検討したように、「郷原体例」なる語句は、「郷村の慣習」ではなく「従来の方式」と解すべきものである。ただし、「郷原」と「郷村」の語句上の類似によってではなく、この語句が郷村に関わる史料に頻出するという理由によつて、更には「従来の方式」であるがゆえに慣習と看做しうるといふ理由によつて、「郷原体例」を「慣習」ないし「郷村の慣習」と解して大過ない事例も間々見受けられる。⁽²²⁾しかし、「従来の方式」と「慣習」との間にある微妙な意味上の差異を見落すことはできない。とりわけ、「郷原体例」がどのような状況の下で誰によつて語られているか、「郷原体例」を創出し担うべき主体は何かによつて、両者の差異は、時には決定的とも言える意味上の乖離を齎すであろう。われわれはそうした事例を、本章冒頭に引用した史料に即して後に見るはずである。

なお、因みに、宋代の史料には、「郷原体例」とは別に「郷俗体例」⁽²³⁾・「民間自来体例」⁽²⁴⁾といった語句が見えている。「郷村の慣習」・「民間の慣行」という訳語であれば、これらの語句こそがそれに相応しいと言ふべきであろう。

(3)

さて、「郷原体例」が「従来の方式」と解釈すべき語句であるとすれば、本章冒頭に引用した史料の(B)の部分に見える胡堅常の提議は、「民間の田を有する家をして、各のおの自から従来の方式に依つて銭米を出備し、租佃の人に与

えて、更にも相い勸諭監督し、田岸を修築せしめよう」という意味になる。しかし、ここで注意しておきたいのは、既述のように、この時点における浙西地方には、在地における自律的慣行として「照田出資」も「業食佃力」も成立してはいなかったという点であり、更に、かかる現実をふまえて、右の水利濬築方式が他ならぬ公権力によって提起されているという点である。この二点からすれば、胡堅常の云う「従来の方式」とは、在地において自律的に採用されていた方式ではなく、公権力の側における水利政策として、長期にわたって積み重ねられてきた方式を意味するところ解するよりほかないであろう。ただし、公権力の水利政策を通過して見ると、「照田出資」の事例は多く検索しうるものの、水利濬築に伴う労働力としては、埤田所有者の家族労働力や水利労働者の雇傭型態が予定されているのみであつて、積極的に佃戸の労働力に言及した事例は、右の胡堅常の提議以前には見当たらないのである。⁽²⁶⁾したがって、胡堅常の云う「各自依郷原体例」の部分は「出備餼米」のみにかかり、具体的には「照田出資」方式を意味すると思われるべきであろう。すなわち、「業食佃力」方式をも「郷原体例」と見ることはできないのである。

以上から、『宋会要』食貨^八水利下・乾道六年十二月十四日条の分析によって得られた論点は、

- (1) この時点における浙西地方の水利濬築は、公権力の強制・勸諭を媒介として、公権力の側における「従来の方式」たる「照田出資」方式に基づく餼米の出備と、地主佃戸関係に依拠する「業食佃力」方式の新たな採用によって行なわれる。

(2) 公権力によるかかる方式の採用は、共同体的関係に基づく自律的な水利濬築方式が、未だ在地に定着・普及しておらず、公権力の干与なしに水利濬築が効果的に遂行されえないという状況を背景とする。

とまとめることができよう。そして、ここで得られた論点、とりわけ(2)の在地における共同体的関係に基づく自律的

慣行の欠如と、それを背景とする公権力の介入・干与という構図は、宋代を通じて一般化しうるように思われる。例
えば、周藤氏は、「業食佃力」方式を「慣習」とする見解を示されたのであったが、その論拠とされた(B)の胡堅常の
云う「郷原体例」が、公権力の側における水利政策としての「従来方式」であり、しかも、この「郷原体例」が
「業食佃力」ではなく「照田出資」のみを指示するものであった以上、氏の見解は成立しないであろう。一方、池濃
氏は、「照田出資」方式を「唯一無二とも思われる社会的慣行」と評価されたのであるが、氏の挙示された史料はい
ずれも公権力の水利政策ないし「当為」としての提議にはほかならず、在地において自律的に採用されていた事例を
見出すことはできないのである。⁽²⁷⁾

更に、柳田氏は、水利をめぐる自治的管理・地縁的結合関係を提唱されているが、以下に氏の引かれた史料の内、
浙西地方に関わる事例を検討しておこう。先ず、蘇州に関わる事例として、范成大纂『吳郡志』^九 卷一 水利上の鄭亶の
水利論に、《論後世廢低田高田之法》と題して、⁽²⁸⁾

古人治田、高下既皆有法。方是時也、田各成圩、圩必有長。每一年或二年、率逐圩之人、修築隄防、浚治浦港。
故低田之隄防常固、旱田之浦港常通也（注略）。至錢氏有国、而尚有撩清指揮之名者、此其遺法也。泊乎年紀綿
遠、古法驟壞。

とある。氏は圈点部分のみを引用したのであるが、一見して明らかなく、これは鄭亶の云う「古人治田」の有
様であり、宋代の状況を述べたものではない。⁽²⁹⁾ 鄭亶は「古法驟壞」した当時——熙寧三〇五年（一〇七一—二）——
の状況について、右に続けて、⁽³⁰⁾

其水田之隄防、或因田戸行舟及安舟之便、而破其圩（注略）、……或因田主只收租課、而不脩堤岸、或因租戸

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

利於易田、而故要淪没（注略）、……或因辺圩之人、不肯出田与衆做岸、或因一圩雖完、傍圩無力、而連延累壞、或因貧富同圩、而出力不齊、或因公私相吝、而因循不治。故隄防尽壞、而低田漫然、復在江水之下也。

と述べているが、この記事から、在地の共同作業に基づく地縁的結合関係を読みとることは全く不可能である。しかも、右の圈点を附した箇所が、先に見た乾道六年の李結の提議に転引されていたこと⁽³¹⁾からして、北宋より南宋に至るまで、在地の共同体的関係は一貫して欠如していたことが知られるのである。更に、氏の引かれた『元史』^{卷六} 河渠志^五 吳松江に、

至治三年、江浙行省臣、方以為言、……乞依年例、勸率附河有田用水之家、自備口糧、佃戶備力開濬。

とあるが、この「業食佃力」方式も、地主佃戸関係の内部から自生的に成立したのではなく、公権力の水利政策^{II}「年例」として施行されたものにほかならない。なお、「業食佃力」方式が在地の自律的慣行でなかったことは、第三章の論述によって一層明確になるはずである。

以上、本章の検討によって、宋代の浙西デルタ地帯においては、水利濬築をめぐる在地の共同体的関係に基づく自律的慣行が欠如しており、従来指摘されてきた「照田出資」・「業食佃力」といった方式は、在地の共同体的関係の欠如を背景として、公権力によって強制・勸諭されたものであったと言いうるであらう。

二、在地における水利慣行

前章に見たように、「照田出資」や「業食佃力」方式は、自律的慣行として在地社会に定着・普及していたもので

はなく、いずれも公権力の強制・勸諭を媒介として施行された水利濬築方式であった。しかも、かかる方式が公権力によって再三提議・施行されたということ自体が、必ずしも在地の利害に合致した「歓迎すべき方式」と受けとめられず、実効もまた伴わなかったであろうことを示唆するのである。⁽³³⁾ しかしながら、圩内の各土地所有者層や佃戸にあって、水利濬築は自からの生産と経営を維持する上で必須の条件となっていたはずである。「照田出資」や「業食佃力」方式が、彼等圩内の各階層にとって、必ずしも「歓迎すべき方式」ではなかったと推定されるのであれば、在地においてはそれに替るいかなる方式が採用されていたのであろうか。

在地における自律的慣行の存在を窺わせる史料は、しかしながら極めて少なく、その具体像を宋一代を通じて時系的に提示することは甚だ困難である。それは、水利濬築——特に小規模な塘浦の濬治と厝岸の修築——に対する公権力の対応が、基本的に圩内の土地所有者自身の責任に委ねるという点に置かれていたからにはほかならない。⁽³⁴⁾ 例えば、『宋会要』食貨^六水利雜錄・乾道六年（一一七〇）九月二十八日条には、江南東路太平州の例ではあるが、

新知泉州周操言、太平州所管圩田、每遇水災決壞。除大圩官為興修外、其他圩、並係食利之戸、保借官米、自行修治。

とあり、大圩は官が修築するが、その他の圩（小圩であろう）は「食利の戸」が自から修治すべきものとされている。また、南宋末の人、黃震『慈溪黃氏日抄分類』^{卷七}申明二《權華亭吳申嘉興府薛修田墜狀》は、中央政府の「差官監修田墜」という指示に反論し、それを行なうべからざるものとして嘉興府に上申した奏文であるが、そこには、

窃見、本県管下圍田、尽在西郷。見今茫茫、尚成巨浸、未可施工。向後水退、各有田主、自係己事。何待官司監督。

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

とあり、更に、

況田岸之事小、水利之事大。田岸之事在民。在民者、在官不必慮。水利之事在官。在官者、在民不得為。必欲利民、使之蒙福、則莫若講求水利之大者。

とある。黄震の云う「水利」とは幹河・幹川の開濬を意味するが、彼は「水利」こそは官司が行なうべきものと主張しつつも、田岸の修築は「各のおの田主有りて、自ずから己が事に係る」ものであり、官司が干与すべきではないと断言しているのである。更に、明・姚文灝纂『浙西水利書』元書所収、大徳二年（一二九八）の《復立都水庸田司》には、

浙西官田数多、俱係貧難下戸種納。春首闕食、無田主借貸、圍岸飲壞、又自行修理。官司不為存恤、以致逃竄、荒廢官田。

とあり、浙西の官田の「貧難下戸」＝佃戸は、官田であるがゆえに端境期に田主から糧食の貸与を受けることができず、圍岸の修理も自から行っていると記されているが、この報告の背後には、圍岸の修築を行うべき主体は、民田では田主、官田では官司であるべきだとする認識が存するであろう。しかも、ここには、佃戸の再生産を維持する上で、端境期の糧食の貸与や圍岸修築に対する官司の物質的干与が不可欠であることが語られているのであり、したがって、一般に当時の浙西地方においては、個別の佃戸ないしは佃戸相互の結合のみによっては水利濬築といった共同体の用益を維持しえず、その用益を保全すべき主体は、官田では官司、民田では田主と呼ばれる土地所有者層であったと認めてよいであろう。それでは、圩内の土地所有者層は、いかなる形で圩岸の修築を行っていたのであろうか。

同じく『浙西水利書』宋書所収、南宋初・中期の人、范成大《范文穆公水利図序》には、蘇州崑山県の水利対策として「作隄」・「疏水」と「種茭」の三事が記されているが、その内「作隄」には次のように見えている。

築隄、当以辺湖濶処為急。至於夫力、則同頃共利者不殊。如一頃之田、南高而北下、水必先自北入。其中央与三面之田、雖有異岸、僅如門戸、不能禦浪、漸次吞蝕、一二日間、全頃皆沈。今当先築北隄、北辺有田之人、固当悉力、三辺衆戸、亦合併工同作。其辺岸或稍高、及不瀕大水、則量因旧増崇、令与北辺略相当。

范成大の対策の要旨は、「頃を同じくし利を共にする者」は労働力を均しく提供する。もし一頃の圩田で南が高く北が低ければ、水は必ず先に北より流入するから、先ず北隄を築かねばならない。その場合、圩心に田を有する者も他の三方の圩岸に接する田を有する者も、「亦た合さに工を併とわせ同に作るべし」とするものである。かかる対策の背後にあつた現実の圩岸修築方式は、同一圩内の土地所有者各戸の共同作業として圩岸修築がなされていなかったことはもとより、圩岸に接した田土の所有者が、自から個別に労働力を出し、自己の田土に隣接する圩岸のみを修築するという方式にはかならない。そのことは、共同作業として北隄を築く場合に、「北辺に田を有する人は、固より当さに力を悉すべし」と語られていることによつても明らかである。³⁶右の記事の前半部にはまた、

今之塍岸、率去水二三尺、人单行猶側足。其上既卑且狭、又坎圻断裂、壘壘如蹲羊伏兔。佃戸貧下、至東作時、質拳以備糧種。其勢無餘力以及畚缶之工、婦子持木杓、探汚泥、補綴缺空、累塊亭亭、一蹴便隄。謂之作岸、実可憐笑。

とあり、佃戸の婦子が臨時の細々とした塍岸修補を行なっている様が記されている。これが地主の強制によるものか、あるいは自発的な労働であつたかは暫く措くとして、注目すべきことは、この佃戸による塍岸修補が、ほぼ確実に在地の共同作業として行なわれていたものではないという点であり、佃戸は個別に自己の耕作地に沿つた塍岸のみを修補していたという点である。したがつて、ここに描かれた佃戸の塍岸修補の姿は、圩岸修築が在地の共同作業として

ではなく、圩岸に接した土地所有者の個別の責任において遂行されていたという先の事態と表裏をなすものである。

また、『歴代名臣奏議』^{卷二}水利（同じく『吳郡志』^{卷一}水利下）に、趙霖が平江府の圩田について論じた『築圩篇』〔政和六年（一一一六）四月上奏〕を収録しているが、そこには、

昨聞、熙寧四年大水、衆田皆没、独長洲尤甚。崑山陳・新・顧・晏・陶・湛數家の圩高大、了無水患、稻麥兩熟。此亦築岸之驗。目今積水之中、有力人戸、間能作小塍岸、圍裏已田、禾稼無虞。蓋積水本不深、而圩岸皆可築。

とあり、熙寧四年（一〇七一）の大水の際にも、崑山県の陳・新等數家の圩田では圩岸が高大であつたため水患を免れ、またこの年政和六年の水害に際しても、有力人戸は小塍岸を築いて自己の田土を圍裏しているので禾稼は害が及ばないと云われている。熙寧四年段階の陳・新等の圩田は、あるいは一圩一田主型であつたかも知れないが、政和六年の段階では、右に続けて、

但民頻年重困、無力為之。必官司借貸錢穀、集植利之衆、併工戮力、督以必成。或十畝或二十畝地之中、棄一畝取土為岸、所取之田、衆戸均償之。

とあることからして、明らかに一圩複數田主型となっている。したがって、北宋末の平江府の圩田においても、有力人戸は自己の田土に沿った圩岸——外隄のみならず圩内の水路に沿った塍岸をも含めて——個別に修築していたことが確認されるのである。

ところで、浙西水利田地帯において官戸・形勢戸の土地集積が進行していたことは、既に周藤吉之氏によって明らかにされているが、³⁷⁾そうした状況を示す史料の一つが、南宋中期の人、衛涇『後渠集』^{卷一}《論圍田劄子》である。その第二劄子に附された貼黃の第一には、

臣照對、自紹興間行界限之後、至今五六十年。生齒日繁、豈復有可耕之田、荒而不治。其目今所存、江湖陂沢、實皆衆共水利、必不可以為田者。如蒙睿斷施行、仍乞下本路監司約束、応今歲被水園田、向去只許拋昨來標記四至、埤補陂岸、不得因而侵占比近水地。其有自昨來標記之後、統行圍裹、妨害衆共水利去処、既因水渰没、更不得再行修築。如違、許被害民戸越訴。

とあり、第二の貼黃には、

臣又照得、所在園田、雖在形勢之家包占、然田間利害、形勢之家、本無從得知。多是鄉村豪強富室、意在假託聲焰、侵擾良民、或略用工本、広行侵占、因以為己利、操執書契、請囑獻納。此尤不可不治。

とある。すなわち、浙西地方の園田では、名義上は形勢戸に献納しつつも、現実には「郷村の豪強・富室」と呼ばれる在地地主層が実質的土地所有者であり、彼等は工本を用いて「江湖・陂沢」といった「衆の水利を共にする去処」を侵占していたのであった。かかる事態に対しては、第一の貼黃に、昨来——淳熙十一年（一一八七）⁽³⁸⁾——の標記四至に従つて陂岸を修築せしむるに止め、淳熙十一年以降に侵占して園田とした箇所は、水没したままにして園岸の再修築を許さない、という対策が示されている。このように、「郷村の豪強・富室」と呼ばれる在地地主層が、「民戸」・「良民」と云われる中小土地所有者層との対立を孕みながらも、水没後の園岸再修築に乗じて侵占を行うという事態は、園岸修築がかかる在地地主層や中小土地所有者、更には佃戸をも含めた地縁的結合・共同作業を基礎として遂行されておらず、園岸に沿った土地所有者——ここでは明らかに在地地主層——が個別に修築を行なうという条件の下で、はじめて可能な行為であつたろうと考えられるのである。それゆえ、衛涇の「今歲被水園田、向去只許拋昨來標記四至、埤補陂岸」という対策は、園岸に沿った土地所有者が、従来より自己の田土に隣接する園岸を個別に修築してき

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

たという現実をふまえて提案されたものと推定されるのである。なお附言すれば、先に見たように、黄震は塍岸修築について、「向後水退、各有田主、自係己事」と述べていたが、『慈溪黄氏日抄分類』卷八 書《代平江府回裕齋馬相公催泄水書》においても、

為今救急省事之策、惟有告諭田主、多發夫工、就塍岸漸露處、次第修築、各於水中、自為隄障、即車水出隄障之外、而耕種之。

と論じており、これらの発言もまた、その背後に右に検討した現実の圩岸修築方式の存在を示唆するように思われる。⁽⁴⁰⁾ 以上によって、宋代の浙西地方における圩岸修築方式は、圩岸に隣接する土地所有者が、自からの責任において個別に修築を行なうというものであり、この方式こそが、唯一在地社会で採用せられた自律的な水利慣行であったと結論しうるであろう。ところで、既に、濱島敦俊氏は、明代前半期の浙西デルタ地帯における水利（＝普請）慣行を「田頭制」なる術語で表現されている。⁽⁴¹⁾ 「田頭制」とは、圩内の土地所有面積に応じて水利労役・工本を負担するのではなく、圩岸に沿った土地所有者が、その圩岸と塘浦の闊狭に応じて個別に濬築を行なうという慣行である。この明代前半期に見られた在地の水利慣行「田頭制」は、以上によって、宋代においても確認されるものとなったのである。しかし、宋代における「田頭制」は、なお圩岸修築に関わる側面において確認されたのみであり、塘浦の濬治については、史料の欠如によって全く言及することができない。また、かかる「田頭制」下における労働力編成についても依然として不明である。後者の問題については、圩岸修築が黄震の云うごとく「各のおの田主有りて、自ずから己が事に係る」ものであった以上、圩岸に隣接する土地所有者は自己の家族労働力を用い、また奴僕や佃戸をも参加せしむる形で事に当たっていたであろうと推測され、池濃氏の引かれた南宋末の人、毛珣『吾竹小藁』《吳門田家十詠》の

一篇に、

主家文勝又園田、田甲科丁各備船、下得椿深笹土隠、更遷垂柳護園辺。

とあり、先掲の黄震の《代平江府回裕齋馬相公催泄水書》に「惟有告諭田主、多發夫工、云々」とあるのが、僅かにその間の事情を窺わせるが、ここではこれ以上の論及を行なうことができない。

三、“業食佃力”の社会的意義

宋代、特に南宋代から元代にかけて、在地における“田頭制”に替る水利濬築方式として、“照田出資”と“業食佃力”方式が公権力によって提議され実施されてくる。⁽⁴⁾ “照田出資”とは、言うまでもなく圩内の土地所有面積に応じた工本銭米の徴収を意味するが、“業食佃力”は、地主佃戸関係に依拠し佃戸の労働力を用いる方式であって、そこには当該期における地主佃戸関係の性格の一端が示されているはずである。したがって、ここでは、この“業食佃力”方式がどのような社会的背景と意義を持つものであったかを検討し、それによって、従来問題とされてきた水利濬築をめぐる佃戸の労力提供の意味を探ることにしたい。

本稿の「はじめに」で紹介したように、周藤吉之氏は、“業食佃力”下における佃戸の労働を“慣習に基づく強制”と捉えられたのであったが、この方式が未だ慣習化しておらず、公権力によって提議・施行されたものであった以上、ここでは佃戸の労働を“公権力による強制”と看做しうるか、と問題を置き換えて考えねばならない。一方、池濃勝利氏は、佃戸の労働のあり様を、(1) “照田出資”を行ないえない中小土地所有者の圩田では、佃戸は自発的に労役奉仕

を行なう、(2) “照田出資” が可能な圩田では、佃戸は他の水利労働者と同等の条件で雇傭される、と分類されたのであったが、しかしこうした分類は、在地における “照田出資” の定着・普及という前提からする推論にすぎず、本稿の以上の検討からすれば殆んど意味を持たないであろう。なぜなら、繰り返し指摘してきたように、“照田出資” 方式は公権力の水利政策として提議・施行されたものであり、その際公権力の側では、圩内の土地所有者が “照田出資” を行ないうるか否かについて、(1) (2) のごとき圩ごとの階層に応じた配慮を加えていた形跡が全く認められないからである。⁽⁴⁵⁾ また(2)の雇傭型態は、多く公権力の直接の指導・監督下で実施される官圩や幹河・幹川の濬築、民圩であつても大規模な水利工事における労働力編成を示すものであつて、その場合の工本調達が必ずしも “照田出資” に依るとは言えず、更に “照田出資” の下で佃戸が雇傭されたことを直接示す事例も氏の論稿には見出せないのである。氏はまた、『吳郡志』^{卷一} 水利上に見える郊置の《論後世廢低田高田之法》に、

或因租戸利於易田、而故要湔没。

とあり、その注に、

吳人以一易再易之田、謂之白塗田。所收倍於常稔之田、而所納租米、亦依旧數。故租戸樂於間年湔没也。

とあるのに基づいて、「恰も治水事業を通して、自己の農業再生産活動を、自らの利害損得を相謀つて、意のままにコントロールしているがごとき、闊達たる佃戸の姿」を認めておられるが、蘇州の圩田がすべて易田・再易田でなかつたことは既に周藤氏が明らかにされており、⁽⁴⁷⁾ しかも右の記事はかなり大規模な圩岸の決壊に関わるものであつて、佃戸の労働力のみをもつてしては到底修復しえない規模の水利工事なのである。⁽⁴⁸⁾ したがって、この記事をもつて水利濬築をめぐる地主佃戸間の身分的隷属性一般を否定し去ることは不可能であらうと思われる。

ところで、水利濬築をめぐる佃戸労働の性格を考える場合、先ずいかなる社会的背景の下で、公権力による“照田出資”・“業食佃力”といった方式が採用されたのかを把握しておく必要がある。この点については、第一に、既に述べたところから明らかなように、在地における共同体的関係の欠如が指摘されねばならない。第二に指摘されるべきは、佃戸の主体的力量の低さであろう。すなわち、当時の佃戸が自からの耕作地に耕作権を確立し、地主の物質的干渉を俟たずに自立した再生産を行ないうる存在であったとすれば、彼等は自己の再生産を安定して維持する上で、水利濬築に関する一定の方式を地主や圩内の各土地所有者との間に、あるいは佃戸相互間において確立してゆかねばならなかったはずである。しかしながら、既述のように、水利濬築をめぐる在地の共同体的関係・地縁的結合関係は見出せず、“照田出資”や“業食佃力”方式も、在地社会ないし地主佃戸関係の内部から自生的に成立した方式ではなかったのである。更に、個別の佃戸や佃戸相互間の結合関係のみによって水利濬築を遂行しえなかったことも、前章で指摘したとおりである。⁽⁴⁹⁾ 加えて、『浙西水利書』宋書所収の《范文穆公水利図序》に、

佃戸貧下、至東作時、質拳以備糧種。……雖彈力耕耘、終歲勤動、而不念四維之不足恃、秋水時至、相以飄風、莫之障防、与江湖同波、農人輒徙而他。明年復能歸業、或召新租、事力愈薄、鹵莽增甚。

とあり、毛珣『吾竹小藁』《吳門田家十詠》に、

去年一澇失冬收、逋債於今尚未酬、偶為灼龜逢吉兆、再供租約賃耕牛。

今年田事謝蒼蒼、儘有瓶罍卒歲藏、只恐主家增斛面、雙鷄先把獻監莊。

と詠ぜられているように、耕作地に対する耕作権は未だ確立しておらず、佃戸の再生産も豊歳にかりうじて完結するのみで、ほぼ恒常的に地主の物質的干渉を必要としていたのである。

右に述べたような、在地における共同体的関係の欠如と佃戸の主体的力量の低さの二点こそは、公権力による「照田出資」と「業食佃力」方式採用の社会的背景をなすものであったと思われる。すなわち、在地における共同体的関係の欠如、とりわけ『歴代名臣奏議』^{卷二}水利の郊廛の《論後世廢低田高田之法》に、

或因辺圩之人、不肯出田与衆做岸。一圩之中、既是衆人之田。辺圩之人、往往侵削辺圩之田、以為己田。及其圩岸既壞、辺圩之人、豈肯更出己田、与衆人做岸。所以無由完復旧堤矣。……或因貧富同圩、而出力不齊。

とあるごとき、土地所有者内部の対立を調整すべく提案されたのが「照田出資」方式であろう。それでは、「業食佃力」方式と佃戸の主体的力量の低さとはどう関わるのであろうか。

第一章の冒頭に引用した『宋会要』食貨^八水利下・乾道六年十二月十四日条は、既に指摘したように、浙西地方の水利濬築をめぐって地主佃戸関係に言及した初出の史料であるが、そこでの李結の提議は、官有錢斛の貸出し、官司による労働力の調達と工事の監督・指導を骨子とするものであった。李結の提議は、胡堅常・戸部の審議を経て、「所費浩大」・「工力浩濶」なるがゆえに最終的に「照田出資」と「業食佃力」方式へと改変されたのであったが、この改変の意図は、単に公権力の財政支出を省き直接的干与を回避しようとするに止まらず、労働力の確保・調達をも在地に委ねようとするものであり、その労働力とは他ならぬ佃戸が予定されていたのである。この労働力の確保・調達をめぐる公権力の政策改変が、在地の地主佃戸間における身分的隷属性の存在を前提とするものであったと推定することは十分に可能である。なぜなら、李結がその提議の中で、

百姓所鳩工力有限、必頼官中補助。官非因饑歉、難以募民興役。非因時不可。

と述べているように、公権力の強力をもってしても饑歉の年でなければ労働力の確保・調達が困難であったという状

況にも拘らず、それが地主佃戸關係に依拠する“業食佃力”方式に置換されることによって「民不告勞」という状況が現出・期待されるのであれば、そこに地主佃戸間における身分的隷属性を認めない訳にはゆかないからである。⁽⁵¹⁾したがって、先に指摘した「佃戸の主体的力量の低さ」の中には、地主佃戸間の身分的隷属性という要素をも加えておかねばならない。

ところで、右の地主佃戸間における身分的隷属性という点は、なお李結の提議と胡堅常・戸部の施策に示された一つの側面にすぎない。既に見たように、李結は「官非因饑歉、難以募民與役」と述べていたが、『宋会要』食貨^六水利雜錄・紹興六年（一一三六）九月二十三日条には、

温州進士張頤言、今歲旱凶、逮此窮冬、民食已難。惟水利一事、可行於此時。今既孟春農隙、乘民乏食、仍興是役、用以振之、一舉而兩得。本州委瑞安郡主簿同張頤、前去集善鄉陶山河、勸率豪戶、情願出備穀米、給散貧乏之人、同共修築陂塘、蓄水灌溉、因便賑濟小民千餘家、各免飢乏、功效尤著。

とあり、浙東の事例ではあるが、賑飢を兼ねて、豪戸をして錢米を出備せしめ、「貧乏之人」——確實に佃戸を含むであろう——の勞働力を用いて陂塘を修築したと云われており、同書・水利雜錄・嘉定二年（一二〇九）十一月四日条にも、浙西地方のこととして、

臣僚言、……欲亟委監司、下之郡縣、相視水勢之高下、推尋陂塘之壅塞、……然後於合用賑糶錢米之内、分委才敏清強之官、責以開浚疏導之事、募民之無食者、役而食之。分团申結、如庸雇夫役体例、日役若干、用錢米若干、皆可稽考。民既執役、朝夕待哺、雖欲不与、不可得也。……從之。

と見えて、賑濟を兼ねた水利濬築が提議・裁下されている。こうした水利工事によって飢民を救済せんとする施策

は、北宋中期の范仲淹以来しばしば提議され実施を見た方策であつて、李結の提議もまた飢民救済を企図したものであつたことは、『浙西水利書』宋書所収《文穆崑山県新開塘浦記》に、隆興二年（一一六四）李結が知崑山県の時のこととして、

今歲久弗浚、塗泥滿溝。夫地愈益下、而脈絡壅底、則沈瀦独甚於他邑。固宜明年春、民大饑且疫、皆仰哺於官。河陽李結次山、適為其邑長、私念水利未修、則水害無終窮也。按農田令甲、荒歲得殺工直以募役。乃飾供上之羨、若勸分所得、為之糗糧屨履畚缶、号召前仰哺者、一昔屬至。

とあり、同書・宋書所収、『圍田利害』にも、

（乾道）六年十二月、監進奏院李結、獻治田三議、……大略謂、……方此饑饉、俾食其力、因其所利而利之。とあることによつて明らかであろう。すなわち、李結の提議と胡堅常・戸部の施策「業食佃力」方式に示されたもの一つの側面とは、まさにこの飢民、その大部分を占める佃戸の救済という点であろうと推定されるのである。次掲の『浙西水利書』元書《至大初督治田圍》⁽³³⁾は、右の点を明確に示すであろう。

行省以、去歲災傷、田禾不收、物価湧貴、百姓艱食。雖曰天災流行、亦因人力不至。即今春首、農作將興、各処田圍、合修陂塘岸塍溝渠、曉諭農家、依法修治、遇旱車水澆灌、遇澇洩水流通。会集行都水監、李都水講求得、修浚之際、田主出米、佃戸出力。係官圍田、若無總佃、貧窮不能修浚者、量其所須、官為借貸、收成日、抵數還官。

すなわち、行都水監李某は、前年の災傷によつて「物価湧貴、百姓艱食」という状態に陥つたことを前提に、この年、民埒では「業食佃力」方式を、官埒で「総佃」⁽³⁴⁾から借貸を受けられない佃戸に対しては、官司の借貸によつて潜

築を行なうべく提案している。ここで、官圩の佃戸が官司の借貸によって飢餓状態を脱し、水利濬築もまた可能となるのと同じ効果が、民圩における「業食佃力」方式に期待されていることは明白であって、公権力の提案する「業食佃力」方式は、佃戸を救済しその再生産を維持せんとする意図を色濃く帯びていたのである。

ところで、周藤氏の研究によれば、「業食佃力」下における佃戸の労働に対しては、食糧（食費）が支給されるだけか、あるいは庸賃が支給されても極めて低廉であったと言われている。⁽⁵⁵⁾しかし、一般に農業生産物の自己保留分のみによつては再生産を維持しえなかった当時の佃戸にとつて、しかも佃戸の小経営の内に、明代中期以降顕著となるところの家内手工業に基づく単純商品生産が未だ認められない段階においては、水利濬築に伴う食糧——たとえ食糧のみであつたにせよ——の獲得は重要な意味を持っていたであらう。したがって、佃戸の労働に対する反対給付の低廉さをもつて、「業食佃力」方式下の佃戸労働を「公権力による強制」と見ることはできず、佃戸の救済・賑恤という意味をこそ認めるべきであらうと考えられるのである。

以上において、公権力によって提議・施行された「業食佃力」方式は、一面において地主佃戸間の身分的隷属性の存在に依拠して労働力を確保・調達しようとしたものであり、他面、端境期には恒常的に地主による糧食の貸与を必要とし、災害の年には飢餓状態を一層加重される佃戸を救済せんとする意図を持つものであったことを推定した。因みに、宋代の勸農文等には、地主佃戸関係を「相資相養」の關係と説く事例が多く見られるのであるが、この「業食佃力」方式の強制・勸諭もまた、「相資相養」と同根のイデオロギーに基づくもののように思われる。すなわち、「相資相養」とは、例えば、朱熹『晦庵先生朱文公文集』^{卷一}〇〇紹熙三年（一一九二）二月の《勸農文》に、

佃戸既頼田主給佃生借、以養活家口、田主亦藉佃客耕田納租、以供贍家計。二者相須、方能存立。今仰人戸通相

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

告戒、佃戸不可侵犯田主、田主不可撓虐佃戸。

とあるように、一方において佃戸の地主に対する反抗を抑止し、一方において地主の佃戸保護を義務づけることによって、地主佃戸関係の安定を計り、ひいては公権力の収奪基盤を確保せんとするイデオロギーと考えられるが、“業食佃力”方式もまた、水利濬築を通じて生産の物的基盤——すなわち公権力の収奪基盤——を整備し、佃戸救済を地主に行なわしめることによって地主佃戸関係の安定した維持を企図するものであったと考えられるからである。

おわりに

本稿では、「郷原体例」の語句解釈を手懸りとして、浙西デルタ地帯の水利慣行に関する従来の諸説を批判的に検討してきた。その結果得られた論点は、およそ次の三点にまとめられよう。

(1)「郷原体例」なる語句は、「従来方式」ないし「従前の規定」と解すべきものであり、これを「郷村・民間の慣習」と解釈することによって、従来在地社会の自律的慣行と考えられてきた“照田出資”・“業食佃力”といった水利濬築方式は、実是在地の自律的慣行ではなく、地縁的結合に基づく共同体的関係が在地社会に欠如していたことを背景として、いずれも公権力によって提議・施行されたものであった。

(2)唯一在地の自律的慣行として認めうるのは、かつて濱島敦俊氏が明代前半期の水利慣行として提唱された“田頭制”に酷似した方式、すなわち、圩岸に沿って土地を所有する者が、自己の土地に隣接する圩岸を個別に修築するという方式である。

(3)南宋代より元代にかけて、公權力によって提議・施行された“業食佃力”方式は、一面において、地主佃戸間の身分的隷属性の存在に依拠して水利労働力を確保・調達しようとするものであり、他面、端境期には恒常的に地主による糧食の貸与を必要とし、災害の年には飢餓状態を一層加重される佃戸を救済せんとする意図をも帯びていた。これは、水利濬築を通じて生産の物的基盤——すなわち公權力の収奪基盤——を整備するとともに、佃戸の再生産を保障し、地主佃戸関係の安定的維持をも企図したものと推察される。

残された課題は多いが、中でも宋代の“田頭制”を生み出す社会的背景と、それを支えた在地の規制力がいかなるものであったかは最も重要な問題である。濱島氏によれば、明代前半期の“田頭制”は、郷居手作地主層の共同体的用益の掌握——圩岸に沿った土地や塘浦の所有・占有——を前提とし、彼等の村落支配を基盤とする里甲制の徭役として成立したものであったと言われている。⁽⁵⁸⁾確かに、宋代においても、圩岸・塘浦に沿った土地を所有することは、在地の土地所有者層にとって自からの土地所有を実現する重要な契機であったと思われる。宋代の圩田は、明清代のそれと比べてかなり広大であり、その内部にも周囲にもなお開発すべき余地が存在していた。⁽⁵⁹⁾したがって、一つの圩が広大であればあるだけ、しかも水利田開発によって従来の水利体系が破壊されるという条件の下では、灌漑や排水の便宜はもとより、施肥や収穫物の運搬のためにも、圩岸に沿った土地を所有することは有利であったはずである。⁽⁶⁰⁾第二章に引いた、衛涇『後集』^{卷一}《論園田劄子》の第二劄子に附された貼黄に、「郷村の豪強・富室」と呼ばれる在地地主層が、圍岸に沿った土地を所有していたことが示されていたが、これは右の点を暗示するもののように思われる。⁽⁶¹⁾また第三章において、“照田出資”方式採用の社会的背景として土地所有者層内部の対立という点を指摘したが、これも在地の用益の掌握者と非掌握者という対立を主要な内実としていたのではないかと推測されるのである。一方、

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

“田頭制”を支えた在地の規制力については、右に述べた共同体的用益との関連も含めて本稿では全く言及することができない。⁽⁸³⁾ただ、宋代の“田頭制”に基づく水利労役を、明代のごとく国家の徭役と見ることはできないであろうことは附記しておきたい。

以上、本稿は、宋代浙西地方の水利慣行について、二・三の事実認識を提示しえたにすぎない。当該地域の水利慣行については、具体的な土地所有構造と村落規制の側面において、またそれらと公権力との関連において、更に検討が続けられなければならない。

(一九八〇年、四月二十九日、稿了)

註

(1) 范成大纂『吳郡志』^{卷五} 雜志、及び明・姚文灝纂『浙西水利書』元書《任都水利議答》参照。

(2) 周知のように、当水利田は湖沼・河川や低湿地を堤防で囲繞することによって造成されたものであり、その内部と周囲を、泥沙を多量に含む流速の緩慢なクリークが流下している。したがって、流水の侵蝕や頻発する水害によって決壊した圩岸の修築と、クリークに堆積する泥沙の潅漑は、水利田保全のための必須の条件となっていた。この水利潅漑がどの程度の頻度で行なわれたかについて、一例を示せば、范成大纂『吳郡志』^{卷一} 水利上の邨置の上奏に、『論後世廢

低田高田之法」と題して、五代以前のこととしてではあるが、田各成圩、圩必有長。每一年或二年、率逐圩之人、修築隄防、浚治浦港。

とあり、宋代には、『論自来議者、只知決水、不知治田』と題して、

蘇州水田与華亭不同。華亭之田、地連埋阜、無暴怒之流、浚河不過一二尺、修岸不過三五尺、而田已大稔矣。然不踰三五年間、尚又堙塞。今蘇州遠接江湖、水常暴怒、故崑山・常熟・吳江三県、堤岸高者七八尺、低者不下五六尺。或用石甃、或用櫟條、或二年一治、或年年修葺。と見えている。

- (3) 池田静夫『支那水利地理史研究』(一九四〇年、生活社)、岡崎文夫・池田静夫『江南文化開発史』(一九四〇年、弘文堂)、玉井是博「宋代水利田の一特異相」(一九三八年原載、『支那社会経済史研究』所収、一九四二年、岩波書店)、周藤吉之「宋代浙西地方の園田の発展―土地所有制との関係―」(一九六五年原載、『宋代史研究』所収、一九六九年、東洋文庫)、草野靖「宋元時代の水利田開発と一田兩主制の萌芽(上下)」(『東洋学報』五三・一・二、一九七〇年)等参照。
- (4) 周藤吉之「宋代の陂塘の管理機構と水利規約―鄉村制との関連において―」(一九六四年原載、『唐宋社会経済史研究』所収、一九六五年、東京大学出版会)、柳田節子「鄉村制の展開」(『岩波講座世界歴史』九所収、一九七〇年、岩波書店)、他に「中国水利史研究」4(一九七〇年)所載の「中国水利史文献目録稿」所掲の論文参照。
- (5) 周藤氏注(3)論文。以下の引用は、『宋代史研究』四〇五～六頁。
- (6) 「史学雑誌」七六・五、一九六七年。
- (7) 周藤吉之「宋代浙西地方の園田の発展補論」(一九六八年原載、前掲『宋代史研究』所収)。以上の引用は『宋代史研究』四二六頁。
- (8) 柳田氏注(4)論文。以下の引用は三三四～三五頁。
- (9) 池邊勝利「宋代の蘇州水利田地域に於ける水利労役に就いて―佃戸の労役負担の解明に向けて―」(『社会経済史学』四三・四、一九七七年)。
- (10) 明・盧熊纂・洪武『蘇州府志』^{卷三}水利、及び明・王鏊等纂・正德『姑蘇志』^{卷二}水利下では、「各自依鄉原條例」を「各依鄉例」と記す。
- (11) 玉井是博「支那西陲出土の契」(一九三六年原載、前掲『支那社会経済史研究』所収)では「鄉原・鄉元は郷里の意」と解し、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』(一九三七年、東方文化学院東京研究所)第四章第三節注(63)・(64)では前記玉井氏の説を留保しつつも、『中国法制史研究』^{法と道徳}(一九六四年、東京大学出版会)第四部第二十一章では明末清初期のこととして「慣習を当時、郷例とか例とか旧例とかいつていた」と解し、その注(6)で「それは敦煌文書でもめづらしくない」と述べ、周藤氏注(3)論文及び「宋代佃戸の労役」(前掲『宋代史研究』所収)では「慣習」・「地方の慣習」と解し、同氏「南宋に於ける屯田・営田官荘の経営―官田の莊園制発展として―」(『中国土地制度史研究』所収、一九五四年、東京大学出版会)及び「北宋末・南宋初期の私債および私租の減免政策―宋代佃戸制再論―」(『東洋大学大学院紀要』九、一九七二年)では「郷原」を「郷村」と解し、唐長孺「関于武則天統治

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

末年的浮逃戸」(『歴史研究』一九六一年六期)では「本地大例」と解し、草野靖「宋代官田の経営類型」(『日本女子大学紀要・文学部』一八、一九六九年)及び「宋代民田の佃作型態」(『史艸』一〇、一九六九年)では「農村の慣行」・「郷村民間の慣行」と解し、柳田氏注(4)論文では「村の慣習」と解し、川勝守「明末、揚子江デルタ地帯における水利慣行の変質」(『史淵』一一一、一九七四年)では「慣行」と解し、森正夫「日本の明清時代史研究における郷紳論について(三)」(『歴史評論』三一四、一九七六年)では「在地の共同体的慣行」と解し、池濃氏注(9)論文では「郷村の社会的慣例」と解している。管見の限り、唯一の例外は、那波利貞「燉煌発見文書に拠る中晩唐時代の仏教寺院の錢穀布帛類貸附営利事業運営の実況」(『支那学』一〇・三、一九四一年)であるが、これについては本論で後述する。

- (12) 李結の云う「協力」とは、「公・私」のみならず「貧・富」の協力をも意味する。

- (13) 唐・元代の事例については、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』(一九三七年、東方文化学院東京研究所)第四章第三節注(63)・(64)、また本稿注(15)等を参照。

- (14) 朱熹「晦庵先生朱文公文集」別集卷九《取会管下都分富家及關食之家》にも、「郷例」と「郷村」とが併出している。

- (15) 「郷原体例」に関する以上の解釈は、実は筆者の独創ではなく、筆者が東北大学大学院に在学の折、『大元聖世国朝典章』の講読に当られた愛宕松男先生が、同書卷一戸部五田宅・荒田《荒田開荒限満納米》に、

至元二十三年十一月、湖広行省准中書省咨、為設立營田、都總管府事内一件。江南係官公園沙蕩營屯諸色田粮、諸路俱有荒蕪田土、並合招募農民、開墾耕種。若不少示寬恩、難以招集。合無將荒蕪田土、蠲免一切雜泛差役、似望不致荒蕪、官民兩便。都省議得、開墾荒田之家、年限満日、依郷原例、送納官米、餘准所呈施行。

- とある例によつて、これを公權力の側における「従来の規定」と解釈されたことがあつた。その後筆者は他の事例をも検討し、先生の解釈が的確であることを確信するに至つた。ここで、愛宕先生の御教唆に感謝の意を表するとともに、改めて言うまでもなく、本稿の論旨の責任はすべて筆者に存することを附記しておきたい。

- (16) 玉井氏注(11)論文、那波氏注(11)論文、仁井田氏注(11)著書参照。また、『敦煌資料』第一輯(一九六一年、中華書局)参照。

- (17) 玉井氏注(11)論文。

- (18) 『宋会要』食貨三農田雜錄・熙寧二年十一月十三日条参照。

- (19) 那波氏注(11)論文。

(20)

これら唐末・宋初の消費貸借文書に見える貸付主は、多くは仏教寺院の僧でありまた武官である。彼等は那波氏の指摘されたように〔同氏注(11)論文〕、営利事業として銭穀・布帛の貸付を行なっていたと考えられ、そこでは既に「遠限生利」・「賠償利息」に関する「慣例」が成立していたであろう。

(21)

この点については、草野靖「南宋文獻に見える田骨・田根・田租・田底」〔熊本大学法文論叢〕二八、一九七一年が詳しい。

(22)

例えば、『清明集』争業類《曾沂訴陳増取典田、未尽價錢》に、

曾沂元典胡元珪田、年限已満、遂將転典与陳増。既典之後、胡元珪却就陳増名下倒租、曾沂難以收贖。雖是比元錢差減、然鄉原体例、各有時価、前後不同。

とある例は、「従来の慣例」が原義であるにせよ、単に「慣習」と解し、また郷村に関わる事例であることから「郷村の慣習」と解しても差し支えあるまい。

(23)

朱熹「晦庵先生朱文公文集」卷二《乞給借種狀》参照。

(24)

『宋会要』食貨三・營田雜錄・紹興六年正月二十八日条参照。なお同書營田雜錄・同年十月十日条には、「民間体例」なる語句が見えている。

(25)

池渡氏注(9)論文参照。ただし、氏の挙示された事例は、

北大文学部紀要

(26)

後述するように、すべて公権力の提議・施策であつて、本地の自律的慣行を示すものではない。
『宋史』七三「食貨上」農田・乾道二年(一一六六)六月条に、

知秀州孫大雅代還言、……欲率大姓出錢、下戸出力、於農隙修治之。

(27)

とある。周藤氏は、この下戸の中には佃戸を含むであろうと述べておられ〔周藤氏注(3)論文〕、その可能性は否定できないが、直接佃戸の労働力に言及した事例ではない。この点については、既に、濱島敦俊「菜食佃力考」〔東洋史研究〕三九・一、一九八〇年)に的確な批判・指摘がなされている。

(28)

鄭寛の水利論は、『歴代名臣奏議』卷二水利にも見え、『呉郡志』より詳細な記述のある箇所もある。

(29)

川勝守「明末清初、江南の圩長について」蘇州府における水利関係を中心にして一〔東洋学報〕五五・四、一九七三年)も、張国維纂『具中水利全書』卷一奏狀《鄭寛上水利書》に見える先の圈点部分を引いて、これを宋代の蘇州の事例として扱っている。

(30)

鄭寛の水利論は、熙寧三年に第一回目の上奏がなされ、第二回目の上奏はそれ以降、熙寧五年九月以前と思われる〔前掲岡崎文夫・池田静夫『江南文化開発史』二二二一〜二

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

頁参照。

(31)

「食富同圩」の箇所が李結の提議では「食富同段」とあるが、『具郡志』^{卷一}水利の郊置の「論後世庶低田高田之法」には、

古之田、雖各成圩、然所名不同。或謂之段、或謂之圍。とあり、「圩」・「段」・「圍」は通義に用いられていたようである。

(32)

注(3) 所掲論文によって宋代の水利田開発の状況が知られるが、宋代がなお開発途上の段階にあったという事情が、在地の共同体的関係の形成と定着を阻害した主要な要因の一つではなかったろうか。なぜなら、在地の共同体的関係は、当時の生産力と技術水準からして開発が一定の限界に達し、在地社会の階層構成が一定の固定性を持つに至った段階で形成されると推定されるからである。この点について、斯波義信「唐宋時代における水利と地域組織」(『星博士退官記念中国史論集』所収、一九七八年、星斌夫先生退官記念事業会)が、唐宋代の現浙江省地域を旧開地と新開地の二タイプに分類し、「新開地では、水利をめぐる人の組織性は扇状地(旧開地、引用者注)に比べて散漫」であると指摘しているのは示唆に富む。

(33)

「照田出資」が実行困難であったことは、池濃氏注(9)論文所引の李壽『統資治通鑑長編』^{卷二}熙寧八年八月戊午

条の呂惠卿の上言、及び岳珂『愧鄉錄』^{卷一}五「祖宗朝田米直」参照。「業食佃力」については、浙東の事例ではあるが、袁采『袁氏世範』^{卷三}三治家「修治陂塘、其利博」に、

池塘陂湖河隄、有衆享其溉田之利者、田多之家、当相与率倡、令田主出食、佃人出力、遇冬時修築、令多蓄水。

……今人当修築之際、靳出食力、及用水之際、奮臂交争、有以勸糶相限至死者。縱不死、亦坐坐獄被刑。豈不可傷然。至此者、皆田主慳吝之罪也。

とあり、「業食佃力」方式が提唱されてはいるが、しかし現実には、「靳出食力」・「田主慳吝」という原因で、それが効果的に遂行されてはいなかったことが知られる。

(34)

池濃氏注(9) 論文では、公権力の水利政策を「消極的不干渉主義」と規定するが、それは小規模な濬治・修築に関して妥当するにすぎず、大規模な水利濬築については、積極的な直接干渉の事例が少なからず見受けられる。

(35)

この点については更に、森正夫「元代浙西地方の官田の貧難佃戸に関する一検討」(『名古屋大学文学部研究論集』史学一九、一九七二年)参照。

(36)

この記事は、既に濱島氏注(27) 論文において、「田頭制的状況の存在を示唆する」事例として引用されている。

(37)

周藤氏注(3) 論文。

(38) 衛涇『後集』^三卷一《論園田劄子》の第二劄子、及び『宋

会要』食貨^六水利雜錄・淳熙十一年八月五日条參照。

(39) かかる事態については、周藤氏注(3)論文に豊富な事例が提示されている。

(40) 『宋会要』食貨^六墾田雜錄・嘉定二年(一二〇九)正月十五日条に、

尚書礼部侍郎兼侍講許奕等言、攷訂到知湖州王炎奏、本州境内、修築堤岸、變草蕩為新田者、凡十萬畝。畝收三石、則一歲增米三十萬碩。前日朝旨、決其堤岸而毀之、則一歲損米三十萬石。……又況草蕩不同、有在官之棄地、有人戶之己業。園官蕩以為田、責其納米、彼固無詞。若係己業、修築成田、前日壞之、今日葺之、倍有勞費。亦先納米、而後給拋、則取之無名。

(41) とあり、この記事も圩岸修築が土地所有者の個別の責任で行なわれるものであったことを示唆するであろう。

濱島敦俊「明代江南の水利の一考察」(『東洋文化研究所紀要』四七、一九六九年)、「明代前半の江南デルタの水利慣行」『田頭制』再考(『史潮』新三、一九七八年)、及び

同氏注(27)論文參照。

(42) 『宋会要』食貨^六水利雜錄・紹興二十八年(一一五八)十一月九日条に、

監察御史任古言、……又奏、崑山縣耆宿言、所開浦四

北大文学部紀要

処、緣今歲積雨、東北風湖并太湖及山水相会、有滄沒民田、兼郭沢塘一浦横過。即非泄水去処、春間人戶園田、自當開撥。……欲候江水減落、岸陸出露、人戶自行開掘、亦不願支破錢米。若内有貧乏無力之人、乞量借常平官糧、寬立年限、分料送納、乞從民便。……並從之。

とあり、園田の人戸が自から塘浦の開掘を行ふべきこととする一方、「貧乏無力之人」には官司が糧食を貸与すべく提案されていることからすれば、これは共同作業としてではなく、塘浦に沿った土地所有者が個別に濬治を行なうという現実をふまえた発言ではないかと推測されるが、なお確定的な事例ではない。

(44) この他に、戸等を按じた「照田派役」的方式も提議・施行されてくる。一例を挙げれば、『宋会要』食貨^六水利雜錄・乾道九年(一一七三)十一月二十五日条に、

詔、令諸路州縣、將所隸公私陂塘・川沢之數、開具申本路常平司籍定、專一督責縣丞、以有田民戸等第高下、分布工力、結甲置籍、於農隙日、浚治疏導、務要広行瀦蓄水利、可以公共灌漑田畝。

とある。

(45) もつとも、『宋会要』食貨^六水利雜錄・紹興四年(一一三四)二日八日条に、

兩浙西路宣諭胡蒙言、乞行下兩浙諸州軍府、委官相度管

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

下県分郷村、勸誘有田産上中戸、量出功料、相度利害、預行補治隄防圩岸等、以備水患、庶免將來有害民田。詔劉与本路軫運司、相度施行。

とあるように、上中戸から功料を取辨せんとする提議はあるが、圩毎の土地所有者が「照田出資」を行いうるか否かに対する配慮ではない。

こうした事例は、『宋会要』食貨六水利、同書食貨六水利雜錄、『浙西水利書』宋書等に多く検索しうるのであり、例証を挙げるまでもない。

(46) 周藤氏注(7) 論文参照。

例えば、『吳郡志』^九卷一水利上の郷置の《論今來以治田為先、決水為後》に、

今且以二千万夫開河四千里而言之、分為五年、每年用夫四百万、開河八百里。

とある。

(49) 小島晋治「太平天国革命」(『岩波講座世界歴史』二)所収、

一九七一年、岩波書店)、及び小島淑男「抗租闘争—江南デルタ地帯を中心にして—」(『講座中国近現代史』二)所収、一九七八年、東京大学出版会)によれば、佃戸層による水利をめぐる共同労働と自治的管理の出現は、清末の段階まで俟たねばならなかったのである。

(50) 『宋会要』食貨六水利雜錄・熙寧六年(一〇七三)五月二

十三日条に、

朝廷始得(郊)置書、以為可行。遂除司農寺丞、令提舉興修。工役既興、而民以為擾。会呂会卿被召言、其措置乖方、又違先降朝旨。

とあり、同書・水利雜錄・紹興八年(一一三八)十一月二日条に、

侍御史蕭振言、乞詔親民之官、各詢境内之地、某鄉某里、凡係陂塘堰埭、民田共取水利去處、咸籍而記之。若官中追集修治、則慮致擾。不若隨其土著、分委土豪、使均敷民田近水之家、出財穀工料、於農隙之際修焉。

とあり、『浙西水利書』元書《任都水水利議答》に、
今朝廷廢而不治者、蓋募夫供役、取辨於富戸、部夫督役、責成於有司。二者皆非其所案。……(蘇)東坡亦云、官吏憚其經營、百姓畏其出力。所以累行而終輟不能成久遠之利也。

とあるように、公權力の差夫ないし募夫は困難であり、多くは実効も見なかったのである。

(51)

この身分的隷属性は、前章所引の毛珣『吾竹小藁』《呉門田家十詠》の一篇に、「主家文榜又圍田、云々」とあるのによつても窺えよう。そして、この地主に対する佃戸の身分的隷属性の基礎には、佃戸の再生産過程における地主の



物質的干与が存したであろう。その点は、断片的にはあるが本稿で指摘したところであり、また元代についても、森正夫『明清時代の土地制度』（『岩波講座世界歴史』一二所収、一九七一年、岩波書店）が指摘している。

(52) 范仲淹の施策については、范成大『范文正公集』^九卷《上呂相公并呈中丞諸目》、及び『浙西水利書』宋書《范文正公上呂相并呈中丞諸目》参照。また、賑濟を兼ねた水利工事の事例は、『宋会要』食貨^六水利雜錄、及び『浙西水利書』等に頻出するが、ここでは煩を避けるため一々例示はしない。

(53) 周藤氏は、この記事を至治二年（一二三二）に繫年されている〔同氏注（3）・（7）論文〕が、その根拠は明らかではない。氏は、『吳中水利全書』^五卷一公移《江浙行省督治田圍》を引用して論述されているが、そこには年代の記載がない。ただ、この直前の《馬桀祖修築練湖呈》には「至治二年」と附記されているので、氏はこれと同年のものと看做されたのであろう。しかし、『吳中水利全書』では『江浙行省督治田圍』以下の公移にも年代の記載はなく、先の記事を至治二年と断定することはできない。願清等纂・正徳『松江府志』^三卷下水・治績は、『浙西水利書』と同じく《至大初江浙行省督治田圍》と題しており、やはり至大初（至大は一二〇八—一二一一年）に繫年すべきではなからう。

か。

(54) 「総佃」と呼ばれる官田の第一次承佃者が、貧難佃戸の再生産の維持機能を担っていたことは、森氏注（35）論文に指摘されている。

(55) 周藤氏注（3）・（7）論文参照。

(56) 田中正俊『中国近代経済史研究序説』（一九七三年、東京大学出版会）第二篇第一章、及び濱島氏注（27）論文参照。特に濱島氏は、明末以降の「業食佃力」方式は、佃戸の單純商品生産に基づく貨弊獲得の機会（労働時間）を補填する側面と、水利濬築以外により有利な選択肢を持つ佃戸の労働を確保するための公権力の強制という側面を持つと指摘しておられる。

(57) 周藤吉之「宋代の佃戸・佃僕・傭人制」特に『宋代の佃戸制』の補正を中心として（『中国土地制度史研究』所収、一九五四年、東京大学出版会）参照。

(58) 濱島氏注（41）論文参照。

(59) 宋代の圩田の規模・形状については、注（3）論文参照。なお、宋元代に造成された圩田は、灌排水や施肥・運搬の便宜からであらう、明代以降分割（二分圩）されてくる〔濱島敦俊「江南の圩に関する若干の考察」（『中国聚落史の研究』周辺諸地域との比較を含めて）所収、唐代史研究會研究報告第三集、一九八〇年、刀水書房）参照〕。宋

宋代浙西デルタ地帯における水利慣行

代の分圩については、『宋会要』食貨^六水利雜錄・紹熙四年（一一九三）八月十二日条参照。

(60) 圩田開発によって従来の水利体系が破壊された点については、周藤氏注（3）論文参照。

(61) 『吳郡志』^{卷九}水利上の邨置の《論後世廢低田高田之法》に、或因田戸行舟及安舟之便、而破其圩。

とあり、その注に、

古者、人戸各有田舎在田圩之中、浸以為家。欲其行舟之便、乃鑿其圩岸、以為小涇小浜。即臣昨來所陳某家涇某家浜之類是也。

と見え、涇・浜に沿った田は「行舟・安舟」に運搬・交通に有利であつたことが知られよう。また周知のように、塘浦の泥土は肥料として利用された。毛珣『吾竹小藁』《吳門田家十詠》の一篇に、

竹簪兩兩夾河泥、近郭清渠此最肥、載得滿船婦挿種、勝如買販嶺南婦。

とあるのがその一例であり、前引の邨置の《論後世廢低田高田之法》に、

吳人以一易再易之田、謂之白塗田。所收倍於常稔之田。

とあるのも、河泥の肥料としての効果に基づくものである。北宋末・南宋初期の人、劉一止『苕溪集』^{卷四}《丁居中墓誌銘》に、南宋初期の人、丁安讜が海塩県丞の時のことと

して、

此邑有陶涇、溉田數百頃、歲久湮塞。旁大姓、以陰陽家不利己、則沮止不克濬治。逮君蒞事、莫敢有辭、濬之如其旧。

とあり、明・婦有光纂『三吳水利錄』^三所収の元の《周文英書》に、

又有塩鉄塘一帶、南北相貫、跨涉崑山嘉定常熟三州、……多有權豪僧寺田莊、強霸富戶、將自己田圩、得便河港、填塞邇過通流水路、及吳淞江通橫塘諸処涇港、淺淤盤折。

とあるのも、幹河ではあるが、塘浦に沿った土地が有力者層の所有に係るものであつたことを示すであろう。

(63) 注（50）に引用した『宋会要』食貨^六水利雜錄・紹興八年十一月二日条より窺われる在地の「土豪」の持つ規制力を、浙西地方において具体化し一般化しうるか否かが問題となるう。

《附記》

本稿執筆に際し、北海道大学濱島敦俊氏より貴重な御教示を与えられた。末尾ながら記して感謝したい。